

令和6年度「馬見フラワーフェスタ・馬見クリスマスウィーク」  
・令和7年度「馬見チューリップフェア」  
会場運営及び催事運営ならびに交通対策業務委託

## 業務説明書

令和6年6月

奈良県中和公園事務所

## 1. 業務の目的

### (1) 公園の概況

馬見丘陵公園は、「歴史と自然に囲まれた憩いの空間づくり」を目的に、昭和 59 年より整備に着手し、平成 24 年 6 月に全面開園 (56.2ha) した。現在では、ナガレ山古墳をはじめとする文化財や、桜やチューリップ、花菖蒲、ヒマワリ、ダリアなどの四季折々の花々を求めて、年間約 100 万人が訪れる公園となっている。

### (2) 経緯

馬見丘陵公園では現在、奈良県植栽計画「なら四季彩の庭づくり」に基づき、花修景を活用した誘客に取り組んでいる。

秋季には「第 27 回全国都市緑化ならフェア」を契機とする、ダリアやコスモス、コキア等の秋の花々の魅力を活用した「馬見フラワーフェスタ」、春季には関西最大級の「チューリップのパノラマ景観」を活用した「馬見チューリップフェア」を開催している。

また、オフシーズンの誘客対策は重要であると考えており、冬季においては、クリスマスシーズンに合わせ、イルミネーションを核としたイベント「馬見クリスマスウィーク」を開催する。

これらの総合的な取り組みにより、県内はもとより県外からも誘客を図り、馬見丘陵公園の賑わいを創出することで、『奈良県中和地域の観光振興・地域振興』に寄与することをめざしている。

### (3) 目的

本業務では、上述の 3 つのイベント開催に加え、各イベントの開催時期間（イベントとイベントの狭間）の誘客を一体的に図る上で、イベントの会場運営及び催事運営ならびに交通対策の業務を安全で効果的かつ効率的に遂行することを目的とする。

## 2. 業務の場所

北葛城郡広陵町大野、河合町佐味田 他（奈良県営馬見丘陵公園）

※「別紙 1 位置図」及び「別紙 2 公園内駐車場図」参照

## 3. 履行期間及び支払い条件

① 契約日から令和 7 年 5 月 30 日（金）までとする。

ただし、下記のイベント等終了後には速やかに当該部分の業務完了報告書を提出することとし、発注者の承認を受けた後に、当該業務分の委託料を請求できるものとする。また、令和 6 年度末には当該年度分について業務完了すること。

- ・馬見フラワーフェスタ
- ・馬見クリスマスウィーク
- ・馬見チューリップフェア
- ・その他、関連イベント終了後等の発注者が必要と認める段階

② 今後の新型コロナウイルス感染症の感染拡大の状況に応じ、イベントの中止又は規模縮小を行うことがある。なお、契約後において、中止又は規模縮小となった際の委託料については、既履行部分を出来高で支払うものとする。

#### 4. イベント等の開催スケジュール

※下記のスケジュール等は、今後の協議で変更する可能性がある

##### 4-1. やまと花ごよみ 2024 第13回馬見フラワーフェスタ

- ① 開催期間：令和6年10月5日（土）から10月14日（月）までの10日間を予定
- ② 開催時間：10時から17時まで（予定）  
※なお、例年同時開催していた食のイベント「シェフェスタ in 馬見」は令和2年度から開催されていないため、提案にあたっては留意すること。

##### 4-2. やまと花ごよみ 2024 第10回馬見クリスマスウィーク

- ① 開催期間：令和6年12月21日（土）から12月25日（水）までの5日間を予定
- ② 開催時間：13時から21時まで（予定）
- ③ 同時開催されるイベント「広陵クリスマスフェスタ」については、同イベント実行委員会の主催により、馬見クリスマスウィーク期間中、北エリア花見茶屋南広場で実施する予定。なお、今後の主催団体との協議により、変更する場合がある。

##### 4-2-1. クリスマスデコレーション（日中装飾）

- ① 設営場所：北エリア花見茶屋周辺、中央エリア公園館周辺
- ② 装飾期間：令和6年12月7日（土）から12月25日（水）まで（19日間）

##### 4-2-2. クリスマスイルミネーション（夜間装飾）

- ① 設営場所：北エリア及び、中央エリア花の道、公園館周辺に限る
- ② 点灯期間：令和6年12月21日（土）から12月25日（水）まで（5日間）
- ③ 点灯時間：17時から21時まで  
※「別紙3 イルミネーション機材一覧表」参照

##### 4-2-3. その他

- ① 公園館開館時間：9時から17時（通常どおり）
- ② 駐車場開放時間：北駐車場、中央駐車場は8時から21時30分まで  
その他の駐車場は8時から17時まで（通常どおり）
- ③ カフェ営業時間：10時から21時（L.O. 20時30分）まで
- ④ 園内照明の点灯時間：22時まで  
（参考）過年度のクリスマスイルミネーションの様子



#### 4-3. やまと花ごよみ 2025 第 12 回馬見チューリップフェア

- ① 開催期間：令和 7 年 4 月 5 日（土）から 4 月 13 日（日）までの 9 日間を予定
- ② 開催時間：10 時から 17 時まで（予定）

#### 4-4. 園内移動支援・電動カートの運行スケジュール

- ① 運行日時：4-1 及び 4-3. イベント期間中の毎日 10:00~16:30 で運行予定
  - ② 運行区間：北エリア花見茶屋~中央エリアカリヨンの丘
- ※「別紙 4 電動カート運行図」参照

#### 4-5. その他関連イベントのスケジュール

- ① 桜シーズン交通警備  
実施期間：令和 7 年 4 月 1 日（火）から 4 月 4 日（金）までの 4 日間を予定  
※「別紙 6 警備計画配置図」及び「別紙 7 警備配置計画表」参照
- ② 馬見チューリップフェア周辺時期等（桜シーズン、ゴールデンウィーク等）の、公園駐車場が混雑する時期において、桜シーズンは、別途交通警備を行うこととしているが、ゴールデンウィーク等についての詳細は契約後に発注者と協議することとし、契約変更の対象とする。

### 5. 業務内容

業務を実施するにあたっては、業務実施計画を立て、マニュアルを作成すること。各業務については以下のとおりとし、疑義や調整が生じた場合は、発注者と協議のうえ、実施するものとする。

#### 5-1. 共通事項

- ① 各業務のマニュアル・資料類の作成、配布を行うこと。
- ② 運営要員及びテント等の諸機材・備品類を計画的に調達すること。
- ③ 公園やイベントの案内を目的とする場内サインや、駐車場への誘導や近隣対策を目的として公道上に設置する場外サイン、カラーコーン、無線機等の資機材の準備及び設置を行うこと。これらサイン類は 4-1~3. で示すイベント期間中の毎日設置すること。なお、サイン類の数量や設置場所は過年度の実績を参考に、発注者と協議の上決定すること。また、過年度に制作し、発注者が所有している一部サイン類について再利用できるものとする。
- ④ 場外サイン類の設置にかかる所管官公庁等への申請資料の作成を行うこと。また、サインの設置にあたっては杭打ち固定するなど、容易に転倒しないようにし、工作物などに固定する場合は、損傷を与えないように対策を講じること。
- ⑤ イベント期間中の通門管理に伴う車両証・スタッフ証等の作成、配布を行うこと。
- ⑥ イベント保険は、既加入保険との照合など発注者と協議の上、漏れ落ちのないよう設定すること。加入料は委託料に含むものとする。
- ⑦ 自然災害や新型コロナウイルス感染症の感染拡大等の危機管理上必要な対策について、発注者と協力し対応すること。
- ⑧ 発注者において別途調整しているイベント実施にあたって、イベント運営に対するアドバイスを適切に行い、実施運営に協力すること。

- ⑨ 飲食・物販等を行う出店事業者等の一部については、発注者において、募集・選定、日程調整等を行っている。受託者においては、出店事業者等との打合せの結果に基づき、設備・備品等の準備、連絡調整、当日対応等の出店管理において発注者に協力すること。また、前項を含め、関係団体（イベント協力団体、出演者、出店事業者・団体等）との打合せの結果により変更等が生じた場合は、発注者と協議の上、契約変更の対象とする。
- ⑩ 飲食・物販等で生じたゴミは、出店事業者等で処理すること。電源を使用する場合は原則、簡易発電機等は出店事業者で用意することを想定している。建物内など、公園の既設電源を使用する場合は、電気容量の上限を超えないよう発注者と調整の上、電気使用量に応じた出店協力金（出店期間を通じて1口につき2,000円）を別途負担すること。なお、飲食の出店や火気使用にあたって必要な許認可申請、届出等を行うとともに、必要に応じて、食中毒事故等に対応した保険へ加入すること。
- ⑪ 簡易発電機等を使用する場合は、消火器や仮囲いの設置等の必要な安全対策を講じるとともに、所管消防署への届出資料等の作成を行うこと。また、イベント実施に伴い、消防署による現地調査が行われる場合には、立会い等に協力すること。
- ⑫ 音楽著作権等の他の知的財産権を使用する場合は、必要な調整・許認可申請手続き等を行うとともに、使用料等の負担及び責任は受託者において負うこと。
- ⑬ その他の業務実施に伴って必要な諸官庁並びに関係団体への申請手続き等についても受託者が代行することとし、業務の実施に支障の無いように行うこと。なお、これらに要する費用は委託料に含むものとする。
- ⑭ 馬見丘陵公園の管理方針と方法を把握し、イベントの運営に反映させること。
- ⑮ 当該業務にかかる都市公園法、関係政省令及び奈良県立都市公園条例に基づく許認可等の手続きについては、当該提案を発注者が承認し、契約を締結した時点において許可を行ったものと見なす。
- ⑯ ロードバイク置き場は、北駐車場及び中央駐車場に発注者により仮設済み。
- ⑰ イベント期間中、奈良県立都市公園緑化基金の募金を、北エリア花見茶屋（総合案内所）及び中央エリア公園館（建物内の案内受付）で実施予定。

## 5-2. 「馬見フラワーフェスタ」の業務概要

### 5-2-1. 準備及び実施内容※「別紙5 イベント配置図(案)」参照

- ① 広報用ポスター（B2版片面カラー、PP加工、100枚）を制作（レイアウトデザインを含む）すること。また、デジタルサイネージ、県庁エレベーターラッピング、ウェブページ用バナー（インスタグラム広報用を含む。）等の広報制作物のデザイン費等は委託料に含むものとする。これらの納期については、9月13日（金）とする。
- ② 馬見丘陵公園及びダリアやコスモス、コキア等の季節の花々、自然の魅力にふれられるとともに、開催時期の季節感を取り入れたイベントの企画立案と実施。
- ③ 飲食・物販イベントの出店者等の選定にあたっては、発注者と協議のうえ進めることとし、出店内容は、公園の景観及び地産地消に配慮するとともに、奈良県内の事業者もしくは奈良県産品を使用したものを基本とする。なお、出店者等については、オンシーズンの出店に係る協力金を負担すること（奈良県立都市公園緑化基金）。
- ④ 飲食・物販イベントの出店スペースの設置と調整。
- ⑤ 地元商工会の出店等を想定しており、期間中、北エリア花見茶屋周辺及び中央エリア公園館前で実施予定。
- ⑥ ボランティアガイドツアーの準備。期間中の土日祝5日間、中央エリア公園館軒下で受付、参加ボランティアの休憩場所として中央エリア公園館2階研修室を想定している。なお、参加ボランティアとして、「馬見丘陵公園花サポーター（花緑ガイドツアー）」及び「広陵町文化財ガイド／河合町観光ボランティアガイドの会（古墳ガイドツアー）」を予定している。
- ⑦ 園芸相談の準備。期間中の土日祝に、中央エリア公園館軒下で実施予定している。
- ⑧ 来園者の交通対策の立案。実施場所については、公園駐車場及び公園臨時駐車スペースのほか、借用を計画している周辺駐車場等（広陵町竹取公園、タビオ奈良株式会社駐車場を想定）を予定している。
- ⑨ 公共交通期間の利用促進を図るため、近鉄五位堂駅からのアクセス向上を目的とした臨時バスを運行すること。実施は期間中の土日祝5日間とし、1時間あたり2便程度となるようにすること（通常ダイヤは1時間に1便程度）。実施にかかる経費は委託料に含む。

## 5-2-2. 設備・備品等

設備・備品等の主要な想定仕様等は次のとおりとする。

設備・備品等	想定仕様等	配置場所
飲食・物販イベント	※地元商工会等の出店を予定 ・キッチンカー、テントでの出店を想定	北エリア 花見茶屋  中央エリア 公園館前
ボランティアガイドツアー	テーブル2卓、椅子6脚、既存サイン2セット 公園の備品を使用予定	中央エリア 公園館軒下
園芸相談	テーブル1台、イス3脚、既存サイン1基 公園の備品を使用予定	中央エリア 公園館軒下
花見茶屋案内所 (総合案内所)	カウンター、テーブル、椅子等は公園の備品を使用できるものとする	北エリア 花見茶屋内
無線通信機材	前例を十分精査するなどし、適切かつ効果的に配置すること	必要箇所
場内外サイン類	前例を十分精査するなどし、適切かつ効果的に配置すること	公園内外
その他資機材	カラーコーン（重り付き）100本 コーンバー50本程度 前例を十分精査するなどして、適切かつ効果的に配置すること	必要箇所

### 5-3. 「馬見クリスマスウィーク」の業務概要

#### 5-3-1. 準備及び実施内容※「別紙5 イベント配置図(案)」参照

- ① 広報用ポスター（B2版片面カラー、PP加工、100枚）を制作（レイアウトデザインを含む）すること。また、デジタルサイネージ、県庁エレベーターラッピング、ウェブページ用バナー（インスタグラム広報用を含む。）等の広報制作物のデザイン費等は委託料に含むものとする。これらの納期については、11月15日（金）とする。
- ② 馬見丘陵公園及び季節の魅力にふれられるとともに、クリスマスムードを高めるイベントの企画立案と実施。この企画立案にあたっては、夜間だけでなく、昼間のにぎわいづくりについても考慮すること。
- ③ 飲食・物販イベントの出店者等の選定にあたっては、発注者と協議のうえ進めることとし、出店内容は、公園の景観及び地産地消に配慮するとともに、奈良県内の事業者もしくは奈良県産品を使用したものを基本とする。
- ④ 飲食・物販イベントの出店スペースの設置と調整。
- ⑤ 地元商工会の出店等を想定しており、期間中、北エリア花見茶屋南広場で実施予定。
- ⑥ 園内にあるカフェレストランでは、期間中の毎日、夜間特別営業（～21時）を予定しており、必要に応じて連絡調整を行うこと。
- ⑦ 来園者の交通対策、会場内の安全対策の立案。
- ⑧ 夜間イベントであることから、来園者の案内誘導、とりわけ中央駐車場から北エリアへの安全な動線確保には十分留意すること。なお、中央エリアケヤキの広場周辺の排水溝・花の道副園路等の段差部について、夜間でも安全に歩行できるよう、ゴムマット等で対策を講じることとし、その費用は委託料に含む。
- ⑨ 夜間イベントであることから、園内の既存照明に加えて、特に駐車場において、必要に応じて仮設照明等を設置し、来園者の安全な動線確保を行うこと。なお、イベント期間中は、園内照明は22時まで点灯させておく予定である。
- ⑩ 公共交通期間の利用促進を図るため、近鉄五位堂駅からのアクセス向上を目的とした臨時バスを運行すること。実施は期間中の5日間とし、夜間イベントであることから、17時～20時にかけて、1時間あたり2便程度となるようにすること（通常ダイヤは16時までの運行）。実施にかかる経費は委託料に含む。

#### 5-3-2. クリスマスデコレーション（日中装飾）

- ① 中央エリア公園館の玄関及びその周辺において、クリスマスらしさを感じさせる装飾を行うこと。なお、公園館内は、夜間は閉館するため、昼間でも楽しめる内容とすること。
- ② 北エリア彩りの広場において、シンボルとなるクリスマスツリー（高さ5m内外）を設置し、その周辺を含むデザイン及び装飾を行うこと。なお、ツリーに使用する樹木及び植木鉢は、発注者において手配を予定しているが、これらの設置・準備・撤去費用として約50万円を見込むこととし、ツリーの装飾デザイン及びオーナメント等の装飾品、装飾の取り付け作業にかかる費用は別途計上すること。

#### 5-3-3. クリスマスイルミネーション（夜間装飾）

- ① イルミネーションの実施にあたっては、「光の花咲く馬見丘陵公園のクリスマス」をテーマに、デザイン、企画立案を行うこと。
- ② 当公園の地域性や特徴を鑑み、特に周辺地域のファミリー層をメインターゲットとし、家族やカップル等で楽しめ、「クリスマスムード」を演出するものとすること。また、華やかで美しいものにすること。

- ③ 装飾に使用するイルミネーションはLEDのみとし、過年度購入分（「別紙3 イルミネーション機材一覧表」参照）を含めて、最低14万球以上となるよう計画、調達すること。
- ④ 北エリアの「馬見花苑」、「花見茶屋」、「彩りの広場」、「花見茶屋南側の芝生広場」の4か所以上において、アイポイントやフォトスポットになるイルミネーションやモチーフを配置すること。また、公園へのエントランスとなる、北エリア駐車場出入口及び緑道北口（近鉄池部駅近辺）に、公園への集客を意識したイルミネーションを配置すること。
- ⑤ 樹木を傷めないように養生を施した上で、公園の樹木を活用したイルミネーションを実施すること。その際に使用する養生資材は、色・材質等に工夫をし、昼間や夜間消灯時においても、公園の景観に溶け込むように配慮すること。
- ⑥ イルミネーションの位置や高さ、色彩、演出内容は、隣接する道路における交通標識や運転者の視線誘導等の交通への影響、及び周辺の人家への影響について十分考慮すること。
- ⑦ 夜間に開放するエリアにおいては、既存の園内照明に加えて、必要に応じてイルミネーションや簡易な照明機器等を効果的に設置し、来園者の安全な動線確保を行うとともに、歩行空間を演出すること。なお、イベント期間中は、園内照明は22時まで点灯させておく予定である。
- ⑧ 中央駐車場から北エリアまでの動線においては、来園者の安全な案内誘導を主目的としたイルミネーションやLEDキャンドル等を設置すること。この際、特に公園館前や花の道においては、北エリアまでの道のりも楽しめるような視点で、ライトアップ機器を選定すること。なお、動線誘導を主目的としたイルミネーションLEDについては、全体の合計球数には含まないこと。
- ⑨ デザインにあたっては、イルミネーション機材の設置・撤去が適切に行え、関係法令・基準を踏まえた実現可能なデザインとすること。

#### 5-3-4. 設営・保守点検・撤去

- ① 設営、保守点検、撤去の方法について発注者の了解を得ること。
- ② イルミネーション用電源は、公園内既設電源より供給することとし、その場合の電気料金については委託料には含まないものとする。ただし、配置や消費電力の関係で、別途仮設電源の設置が必要となる場合の工事費用、及び電気料金等は委託料に含むものとする。
- ③ 装飾機材の落下、転倒等により被害が出ないように十分に注意すること。特に大きさや重量のあるオブジェ等を設置する場合には、十分な転倒防止策を講じるとともに、場所によっては人が容易に近づけないようにすること。
- ④ 装飾の延焼や漏電等を防止するため、法令等に基づき必要な安全策を講じること。特に、漏電ブレーカーの設置や、電源コードは漏電防止ボックス内で接続するなど、十分な漏電対策、防水処理を行うこと。
- ⑤ 昼間や夜間消灯時を含め、機材等の管理・保管は受託者の責任において行い、盗難や破損等に十分注意すること。また、設営にあたっては、来園者の通行の支障とならないようにすること。
- ⑥ イルミネーションの不点灯、漏電、故障等のトラブルが生じた場合は、受託者において必要な復旧措置を迅速に行うとともに、発注者へ遅滞なく報告すること。

#### 5-3-5. イルミネーション操作

- ① 本番点灯日までに必ず試験点灯日を設け、必要な調整作業を行うこと。
- ② 期間中の毎日、イルミネーション点灯時に点灯式を行うこと。ただし、新型コロナウイルス感染症の感染拡大状況等により、点灯式の実施を見送る場合がある。
- ③ その他、イベントに必要な操作や演出を行うこと。

#### 5-3-6. イルミネーション機材の取り扱い

- ① イルミネーション機材については、原則として発注者が所有するもの（「別紙 3 イルミネーション機材一覧表」参照）を再利用するとともに、提案内容を実現するために必要な機材を購入、調達すること。ただし、購入した機材の所有権は発注者に帰属するものとする。
- ② 新規購入する機材は、次年度以降も再利用しやすいよう、汎用性が高く、防水・防塵性能 IP65 以上、防滴、屋外仕様のもを基本とすること。また、事前に発注者の了解を得ること。
- ③ 撤去時には、修理可能な故障は修理し、廃棄が必要なものは法令等に従い処分すること。
- ④ 保管にあたっては、種類ごとに整理して梱包し、収納箱の外側の見やすい場所に、品名と個数を明記すること。その際、不安定な段ボールによる積み上げや、袋での収納は行わないこと。
- ⑤ 過年度購入分と新規購入分を合わせた、イルミネーション機材在庫表を作成し、各資材の仕様や保管場所について発注者に報告すること。
- ⑥ その他設営、運営にかかる諸機材・備品類の計画的調達を行うこと。

### 5-3-7. 設備・備品等

設備・備品等の主要な想定仕様等は次のとおりとする。

設備・備品等	想定仕様等	配置場所
飲食・物販イベント	※地元商工会等の出店を予定 ・キッチンカー、テントでの出店を想定	北エリア 花見茶屋
花見茶屋案内所 (総合案内所)	カウンター、テーブル、椅子等は公園の備品を使用できるものとする	北エリア 花見茶屋内
無線通信機材	前例を十分精査するなどし、適切かつ効果的に配置すること	必要箇所
場内外サイン類	前例を十分精査するなどし、適切かつ効果的に配置すること	公園内外
その他資機材	カラーコーン(重り付き)100本、コーンバー100本程度、段差養生ゴムマット1式 前例を十分精査するなどして、適切かつ効果的に配置すること	必要箇所

#### 5-4. 「馬見チューリップフェア」の業務概要

##### 5-4-1. 準備及び実施内容※「別紙5 イベント配置図(案)」参照

- ① 広報用ポスター（B2版片面カラー、PP加工、100枚）を制作（レイアウトデザインを含む）すること。また、デジタルサイネージ、県庁エレベーターラッピング、ウェブページ用バナー（インスタグラム広報用を含む）等の広報制作物のデザイン費等は委託料に含むものとする。これらの納期については、3月14日（金）とする。
- ② 馬見丘陵公園及びチューリップ等の季節の花々の魅力にふれられるとともに、開催時期の季節感を取り入れたイベントの企画立案と実施。
- ③ 飲食・物販イベントの出店者等の選定にあたっては、発注者と協議のうえ進めることとし、出店内容は、公園の景観及び地産地消に配慮するとともに、奈良県内の事業者もしくは奈良県産品を使用したものを基本とする。なお、出店者等については、オンシーズンの出店に係る協力金を負担すること（奈良県立都市公園緑化基金）。
- ④ 飲食・物販イベントの出店スペースの設置と調整。
- ⑤ 地元商工会の出店等を想定しており、期間中の土日を中心に、北エリア花見茶屋周辺及び中央エリア公園館前で実施予定。
- ⑥ 上記に関連し、河合町農産物直売（まほろば夢市）を中央エリア公園館軒下、広陵町産いちごのPR販売を中央エリアカリヨンの丘（墳観橋下）で実施予定。
- ⑦ ボランティアガイドツアーの準備。期間中の土日4日間、中央エリア公園館軒下で受付、参加ボランティアの休憩場所として中央エリア公園館2階研修室を想定している。なお、参加ボランティアとして、「馬見丘陵公園花サポーター（花緑ガイドツアー）」及び「広陵町文化財ガイド／河合町観光ボランティアガイドの会（古墳ガイドツアー）」を予定している。
- ⑧ 園芸相談の準備。期間中の土日に、中央エリア公園館軒下で実施を予定している。
- ⑨ 来園者の交通対策の立案。実施場所については、公園駐車場及び公園臨時駐車スペースのほか、借用を計画している周辺駐車場等（広陵町竹取公園、タビオ奈良株式会社駐車場を想定）を予定している。
- ⑩ 公共交通期間の利用促進を図るため、近鉄五位堂駅からのアクセス向上を目的とした臨時バスを運行すること。実施は期間中の土日4日間とし、1時間あたり2便程度となるようにすること（通常ダイヤは1時間に1便程度）。実施にかかる経費は委託料に含む。

#### 5-4-2. 設備・備品等

設備・備品等の主要な想定仕様等は次のとおりとする。

設備・備品等	想定仕様等	配置場所
飲食・物販イベント	※地元商工会等の出店を予定 ・キッチンカー、テントでの出店を想定	北エリア 花見茶屋  中央エリア 公園館前
河合町農産物直売	※出店者設置	中央エリア 公園館軒下
広陵町産いちごのPR販売	※出店者設置	中央エリア カリヨンの丘
ボランティアガイドツアー	テーブル2卓、椅子6脚、既存サイン2セット 公園の備品を使用予定	中央エリア 公園館軒下
園芸相談	テーブル1台、イス3脚、既存サイン1基 公園の備品を使用予定	中央エリア 公園館軒下
花見茶屋案内所 (総合案内所)	カウンター、テーブル、椅子等は公園の備品を使用できるものとする	北エリア 花見茶屋内
無線通信機材	前例を十分精査するなどし、適切かつ効果的に配置すること	必要箇所
場内外サイン類	前例を十分精査するなどし、適切かつ効果的に配置すること	公園内外
その他資機材	カラーコーン（重り付き）100本 コーンバー50本程度 前例を十分精査するなどして、適切かつ効果的に配置すること	必要箇所

## 5-6. 人員

- ① 統括運営責任者は、イベント全体を統括する業務を行う。関係団体との調整を含め、発注者の指示・連絡等を受けて、要員を指揮し迅速に対応すること。また、緊急事態や問題発生時には、発注者に迅速かつ的確に報告・相談し、指示を仰ぐこと。
- ② 安全で効果的な交通対策を立案し、混雑時などにおける円滑な交通運営を担う交通対策責任者を配置すること。
- ③ 各駐車場及び進入路の円滑な運営など、交通対策責任者の補助、連絡調整などを現場で行う交通ディレクター及び必要な交通スタッフを配置すること。
- ④ 北エリア花見茶屋（研修棟）に総合案内所を設置し、会場やイベント内容等を案内するインフォメーションを運営すること。なお、花見茶屋（研修棟）内の備品については使用できるものとする。
- ⑤ イルミネーションの操作やトラブル発生時（電球の不点灯、漏電・故障等）の復旧作業を迅速に行えるよう、イルミネーションの管理、運営全般を担うイルミネーション運営責任者を配置すること。
- ⑥ イルミネーションの設営等、電気工事の実施にあたっては、関係法令に則った電気工事士資格を有する者を従事させること。

## 5-7. 交通警備業務（当業務は警備業法第2条第1項第2号の業務である。）

交通誘導員として、警備業法第5条第1項の認定申請において同法第2条第1項第2号の業務について届け出を行い、同法第4条の認定を受けた警備業者の警備員を配置すること。警備員とは、警備業法第2条第4項に規定する警備員とし、うち1名（警備隊長又は警備班長）については交通誘導警備業務に係る検定2級以上の有資格者を配置すること。

交通誘導員及び交通ディレクター・スタッフの配置場所及び配置人数については、「別紙6 警備配置計画図」及び「別紙7 警備配置計画表」を想定しているが、道路管理者及び所轄警察署、臨時駐車場として利用予定の民間駐車場等の打合わせの結果により変更等が生じた場合は、発注者と協議の上、契約変更の対象とする。

なお、警備配置計画の人員数には、昼食時や休憩時の補助交代要員を含むものとする。各人員の役割については概ね下記のとおりとする。

- ① 警備隊長は、交通警備業務全般の統括・管理・監督業務を行う。同一周波数帯の無線機を使用して現場班長と連絡調整を図り、情報の一元化のもと警備情報の収集・部隊運用を行う。
- ② 警備班長は、受持ち警備員の管理・監督・運用業務を行う。
- ③ 警備員は、各配置場所において、車両誘導・入出庫安全管理・歩行者安全管理を行うことにより、事故の防止に努める。

## 6. 打合せ協議

本業務にかかる打合せ協議は、業務着手時、成果品納入時及び業務完了時ならびに業務執行上必要な時期には必ず実施するものとする。また、打合せ協議記録簿は、受託者において必ず作成し、発注者へ遅滞なく提出すること。

## 7. 成果品の提出

本業務の成果品の内容は次に示すものとし、契約期間内に提出すること。

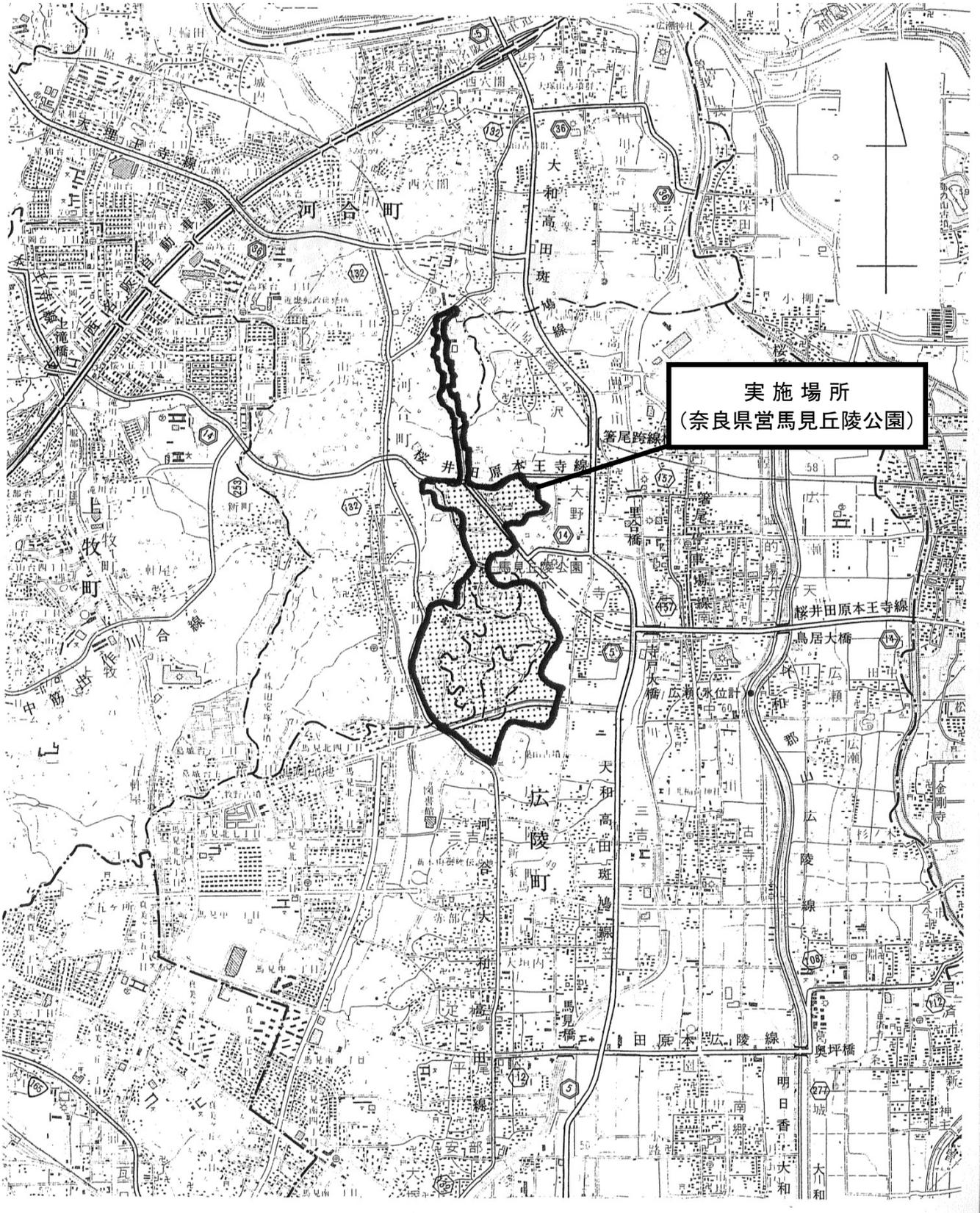
- (1) 実施運營業務報告書 A4判 1部
  - ① 日別実施運營業務報告書（日報）
  - ② 総括実施運營業務報告書  
：業務内容、業務実施状況写真、結果等をまとめたもの。様式は自由とするが、報告項目等の詳細については、発注者と協議すること。
  - ③ イルミネーション機材一覧表（別紙3）
- (2) 上記の電子データのCD1枚（使用ソフトは「Microsoft Office」を基本とする。）。
- (3) 本業務における成果品の著作権等の取り扱いは、以下に定めるところによる。
  - ① 受託者は、著作権法（昭和45年法律第48号）に規定する全ての著作権（著作権法第27条及び第28条の権利を含む）を発注者に無償で譲渡するものとする。
  - ② 成果品について、発注者が修正、二次利用を行う場合がある。

## 8. 業務実施上の留意事項

- (1) 業務の主たる部分（会場運營業務及び催事運營業務）を再委託してはならない。
- (2) 業務の一部を再委託する場合の協力会社が、参加表明書及び技術提案書の提出時点において奈良県物品購入等の契約に係る入札参加停止等措置要領による入札参加停止の措置期間中でない者であること。
- (3) 統括運営責任者はプロポーザル参加資格確認申請書の提出の日以前に3か月以上の雇用関係（代表者可）にある者であること。
- (4) 業務に必要な資料については、閲覧できることとする。ただし、閲覧資料は、業務遂行のために参考に使用するものとし、複写、複製は禁止する。また、業務遂行の目的以外に使用してはならない。
- (5) この説明書に記載のない事項、またはこの説明書の内容に疑義が生じたときは、発注者と受託者が協議の上、発注者の指示に従うものとする。

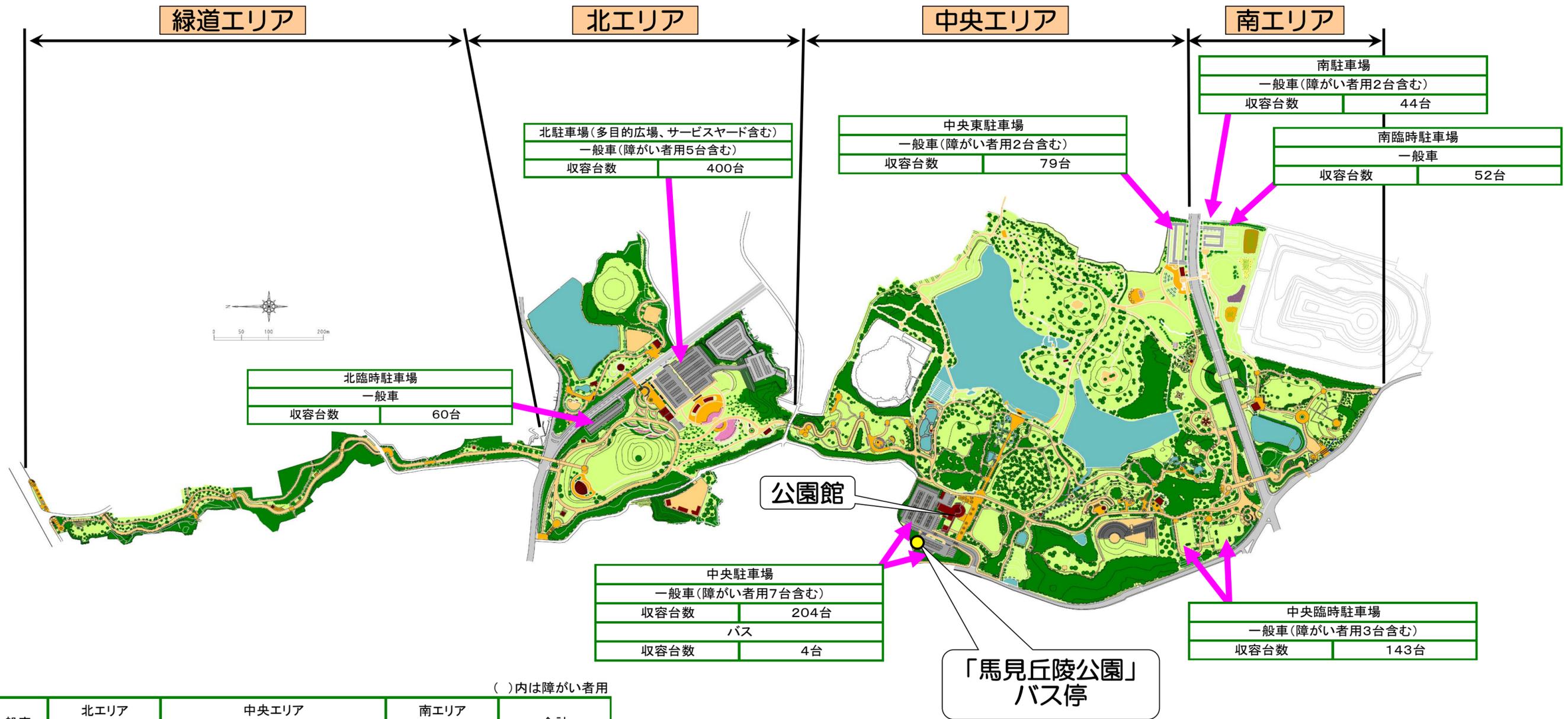
以上

# 別紙1 位置図



この地図は、国土地理院長の承認を得て、同院発行の数値地図25000(地図画像)を複製したものである。(承認番号 平30情複、第12号)  
この地図を第三者がさらに複製する場合には、国土地理院の長の承認を得なければならない。

# 別紙2 公園内駐車場



北駐車場(多目的広場、サービスヤード含む)	
一般車(障がい者用5台含む)	
収容台数	400台

中央東駐車場	
一般車(障がい者用2台含む)	
収容台数	79台

南駐車場	
一般車(障がい者用2台含む)	
収容台数	44台

南臨時駐車場	
一般車	
収容台数	52台

北臨時駐車場	
一般車	
収容台数	60台

中央駐車場	
一般車(障がい者用7台含む)	
収容台数	204台
バス	
収容台数	4台

中央臨時駐車場	
一般車(障がい者用3台含む)	
収容台数	143台

( )内は障がい者用

一般車	北エリア	中央エリア		南エリア	合計
	北駐車場	中央駐車場	中央東駐車場	南駐車場	
駐車場	400台(5台)	204台(7台)	79台(2台)	44台(2台)	727台(16台)
臨時駐車場	60台	143台(3台)		52台	255台(3台)
合計	460台(5台)	347台(10台)	79台(2台)	96台(2台)	982台(19台)

バス	中央駐車場
	4台

別紙3 イルミネーション機材一覧表

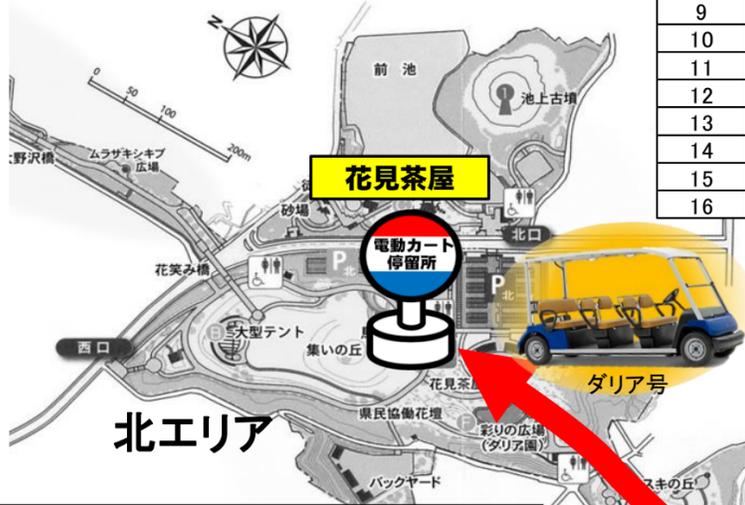
イルミネーション機材在庫数(令和6年1月時点)

No	商品名	規格等	数量(不良数除く)													球数	合計球数	
			現在庫数	H27購入	H28購入	H29購入	H30購入	R1購入	R2購入	R3購入	R4購入	R5購入	予備補填	不良				
1	LEDスリムストリングライト B(ブラック)コード	ホワイト	L10,000mm	144	66			6		36	1	58			23	100	14,400	
		ゴールド	L10,000mm	184	118	108	19	9			1			1	72	100	18,400	
		イエロー	L10,000mm	54			39		10	10	1				6	100	5,400	
		オレンジ	L10,000mm	61			65				13				17	100	6,100	
		レッド	L10,000mm	42		29	19				7			1	14	100	4,200	
		ピンク	L10,000mm	80		14	18	4	31		3		26	1	17	100	8,000	
		ブルー	L10,000mm	103	16	19	28	14				22	25	3	24	100	10,300	
		アクアブルー	L10,000mm	49				52		10					13	100	4,900	
		グリーン	L10,000mm	55		20	19		4		15		2	6	11	100	5,500	
		エメラルドグリーン	L10,000mm	38			48	3			10			6	29	100	3,800	
2	LEDスリムストリングライト C(クリア)コード	ホワイト	L10,000mm	95			78	14		22	12			2	33	100	9,500	
		ゴールド	L10,000mm	98					36	20	10	12	35		15	100	9,800	
		レッド	L10,000mm	23	2								20	1		100	2,300	
		ピンク	L10,000mm	37	3		40			7	3			2	18	100	3,700	
		アクアブルー	L10,000mm	36								36				100	3,600	
		ブルー	L10,000mm	36				15					22	1	1	3	100	3,600
		補修用 予備ストリング	未定	L10,000mm	20						20		20	20	-40		100	2,000
3	LEDアイスクルライト216球	ゴールド			10					2				1	216	2,376		
4	LEDアイスクルライト40	ゴールド								40				1	40	1,560		
5	LEDアイスクルライト40用パワーコード									14								
6	スターダスト30	ホワイト					4									210	840	
		ゴールド			16									1	210	3,150		
7	LEDグローコーン	ホワイト	H2,400mm	2	2											220	440	
		ゴールド	H2,400mm	2	2											220	440	
8	LEDグローコーン	ホワイト	H1,800mm	2	2											120	240	
		ゴールド	H1,800mm	2	2											120	240	
9	LEDスパイラルコーン	ホワイト	H1,799mm	2						2						128	256	
		ゴールド	H1,800mm	2		2										128	256	
10	LEDツインクルコーン	マルチ(小)							2							63	126	
11	フォログラムコーン	ゴールド							2							64	128	
12	LEDグローボール	ホワイト	φ 800mm	2		2										240	480	
13	LEDグローボール	ホワイト	φ 450mm	2		2										100	200	
14	LEDクリスタルスノーマン			2	2											335	670	
15	ファンシーサンタ			1		1										360	360	
16	ファンシースノーマン	イエロー		2		2										360	720	
		ブルー		1					1							360	360	
17	キッズスノーマン			1					1							330	330	
18	グレイスフル トナカイ			1			2							1	60	60		
19	3Dブリリアントトナカイ			4					4							36	144	
20	クリスタルグロー スタンディングトナカイ(小)	ホワイト		2			1	1								200	400	
21	クリスタルグロー トナカイ ジャンピング	ホワイト	W1,400 × H900mm	4	4											380	1,520	
22	クリスタルグロー バタフライ(大)			2			2									240	480	
23	クリスタルグロー バタフライ(小)			2			2									96	192	
24	ローフライト バタフライ	ホワイト		1					1							1,174	1,174	
25	スノークリスタル	ホワイト	φ 860mm	4	4											540	2,160	
26	スノーフレーク	ホワイト	φ 1,000mm	2	2											450	900	
27	LEDストレートライト 雪モチーフ	ホワイト	L10,000mm	5		5										100	500	
28	2Dフラワーモチーフ	ピンク		8					8							200	1,600	
29	LEDセパレーターギャラクシー(中)	ブルー		10			10									80	800	
30	フラワーフォトフレーム リング			1				1								600	600	
31	エンジェルウィング			1					1							3,680	3,680	
32	クリスタルグロー ハート(大)			4					2			2				56	224	
33	クリスタルグロー ハート(小)			2					2							38	76	
34	グリーンスワッグ			14				14								100	1,400	
35	パワーコード B(ブラック)コード		L1,750mm	209	45	18	91	43	15		15			18				

総数 144,582 球

# ■ 電動カート運行図及び各停留所時刻表

(運行日は土曜日・日曜日・祝日、チューリップフェア等の主要イベント開催期間です)  
 (12月23日～2月14日は、電動カートの運行を行いません)  
 (※印のダイヤは、3月～10月のみ運行です(11月～2月末は運休します))



「花見茶屋」 時刻表		
時刻	「カリヨンの丘」行き	
	チューリップ号	ダリア号
9		
10	10:45	10:00
11		11:30
12	12:15	
13		
14	14:45	14:00
15		15:30
16	16:15※	

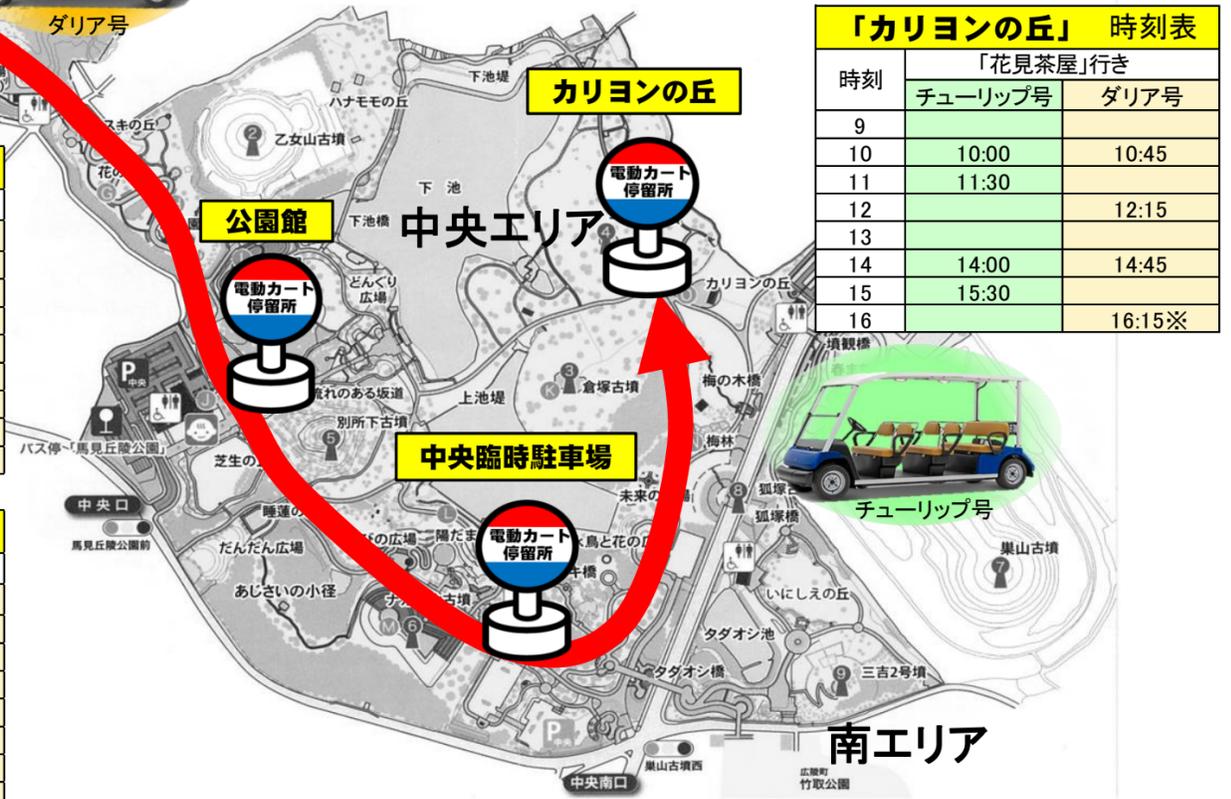


電動カート  
(定員5名)

乗車料金  
 ・大人 300円  
 ・小人(小学生) 100円  
 ・障がいのある方 100円

「公園館」 時刻表				
時刻	「花見茶屋」行き		「カリヨンの丘」行き	
	チューリップ号	ダリア号	チューリップ号	ダリア号
9				
10	10:22		10:57	10:12
11	11:52	11:07		11:42
12		12:37	12:27	
13				
14	14:22		14:57	14:12
15	15:52	15:07		15:42
16		16:37※	16:27※	

「中央臨時駐車場」 時刻表				
時刻	「花見茶屋」行き		「カリヨンの丘」行き	
	チューリップ号	ダリア号	チューリップ号	ダリア号
9				
10	10:13	10:58		10:21
11	11:43		11:06	11:51
12		12:28	12:36	
13				
14	14:13	14:58		14:21
15	15:43		15:06	15:51
16		16:28※	16:36※	



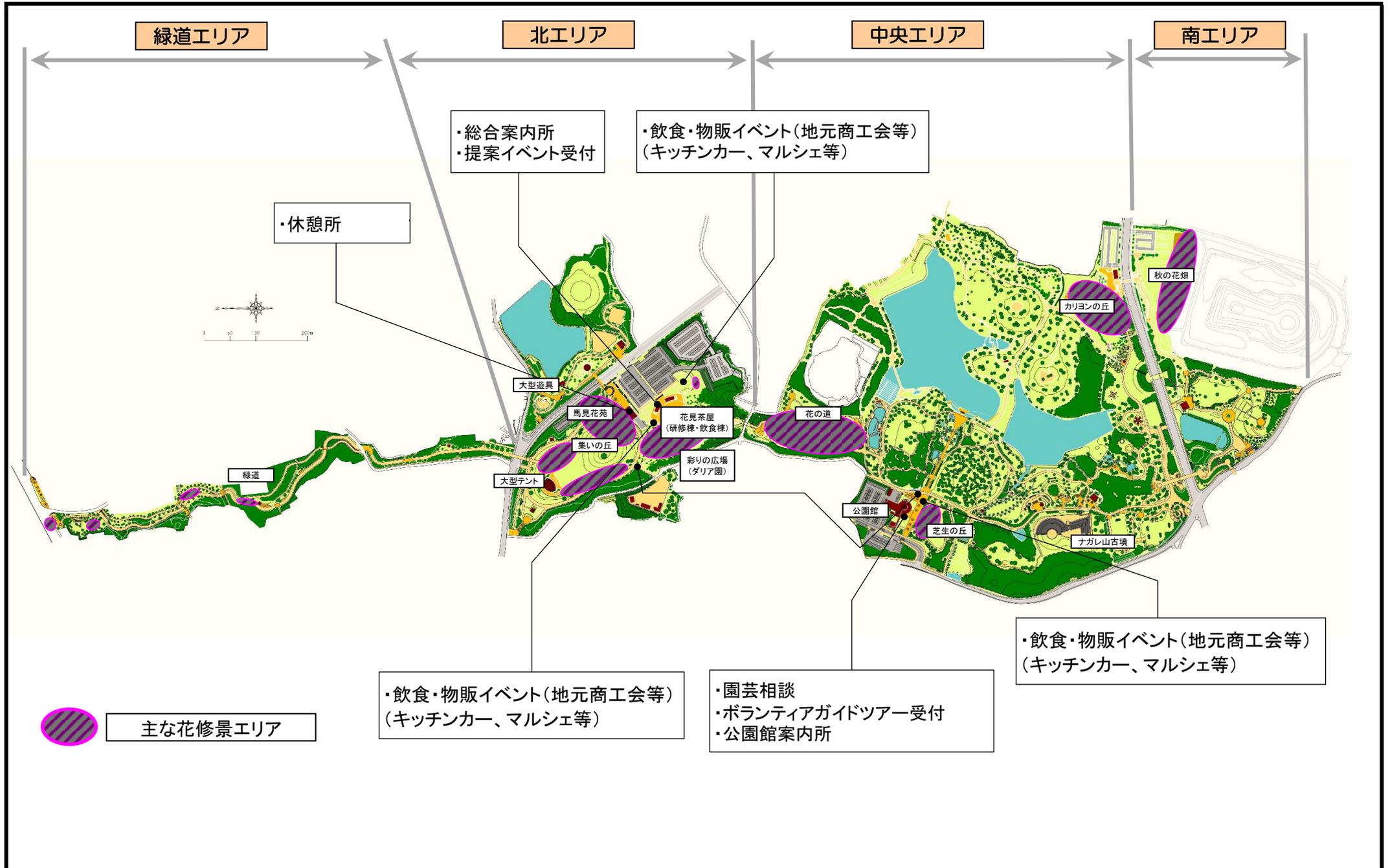
「カリヨンの丘」 時刻表		
時刻	「花見茶屋」行き	
	チューリップ号	ダリア号
9		
10	10:00	10:45
11	11:30	
12		12:15
13		
14	14:00	14:45
15	15:30	
16		16:15※



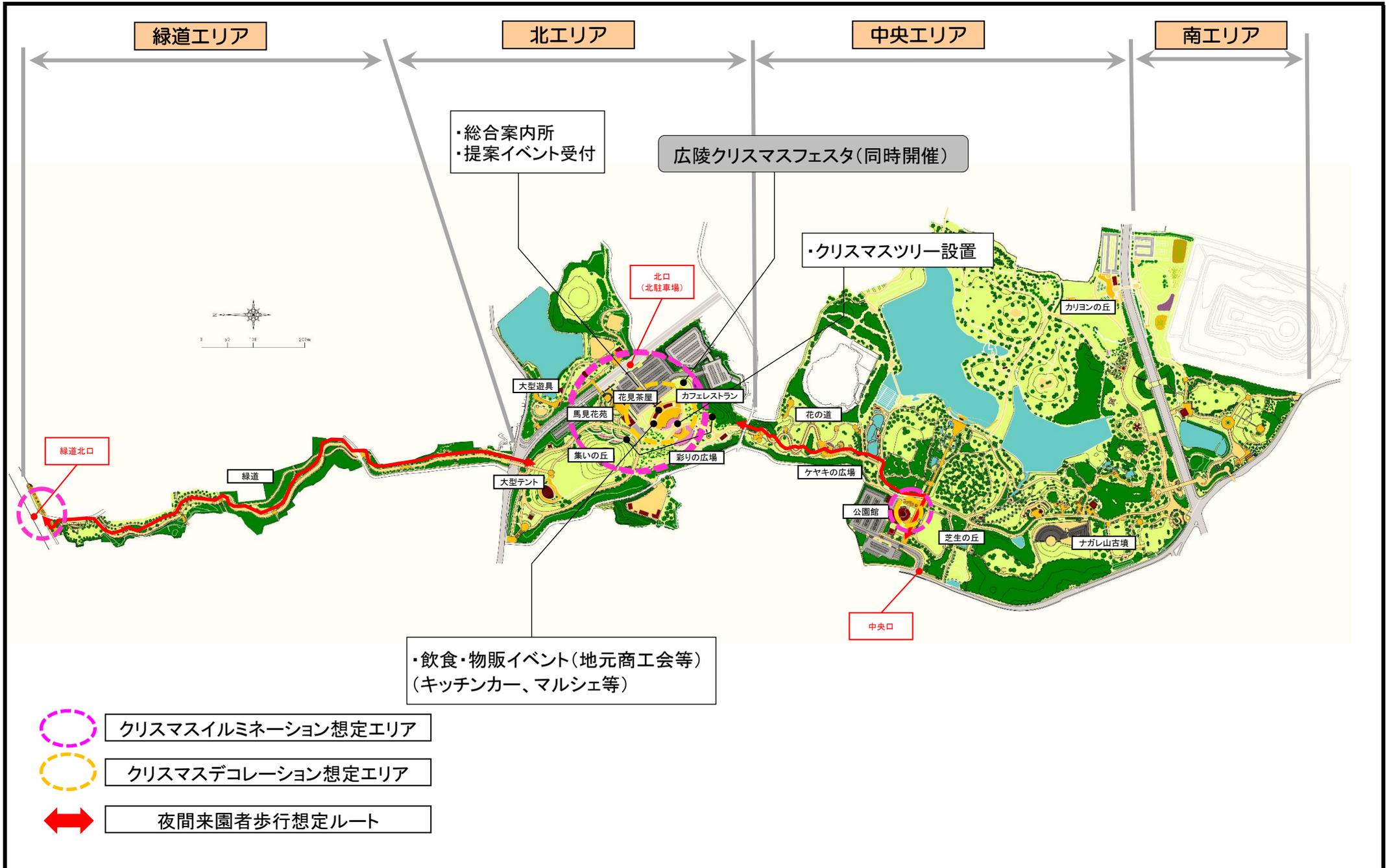
チューリップ号

注:なお電動カートの運行は、天候や機材、あるいは園内状況等の原因により予告なく中止、あるいは時間変更する場合がありますので、ご了承ください。

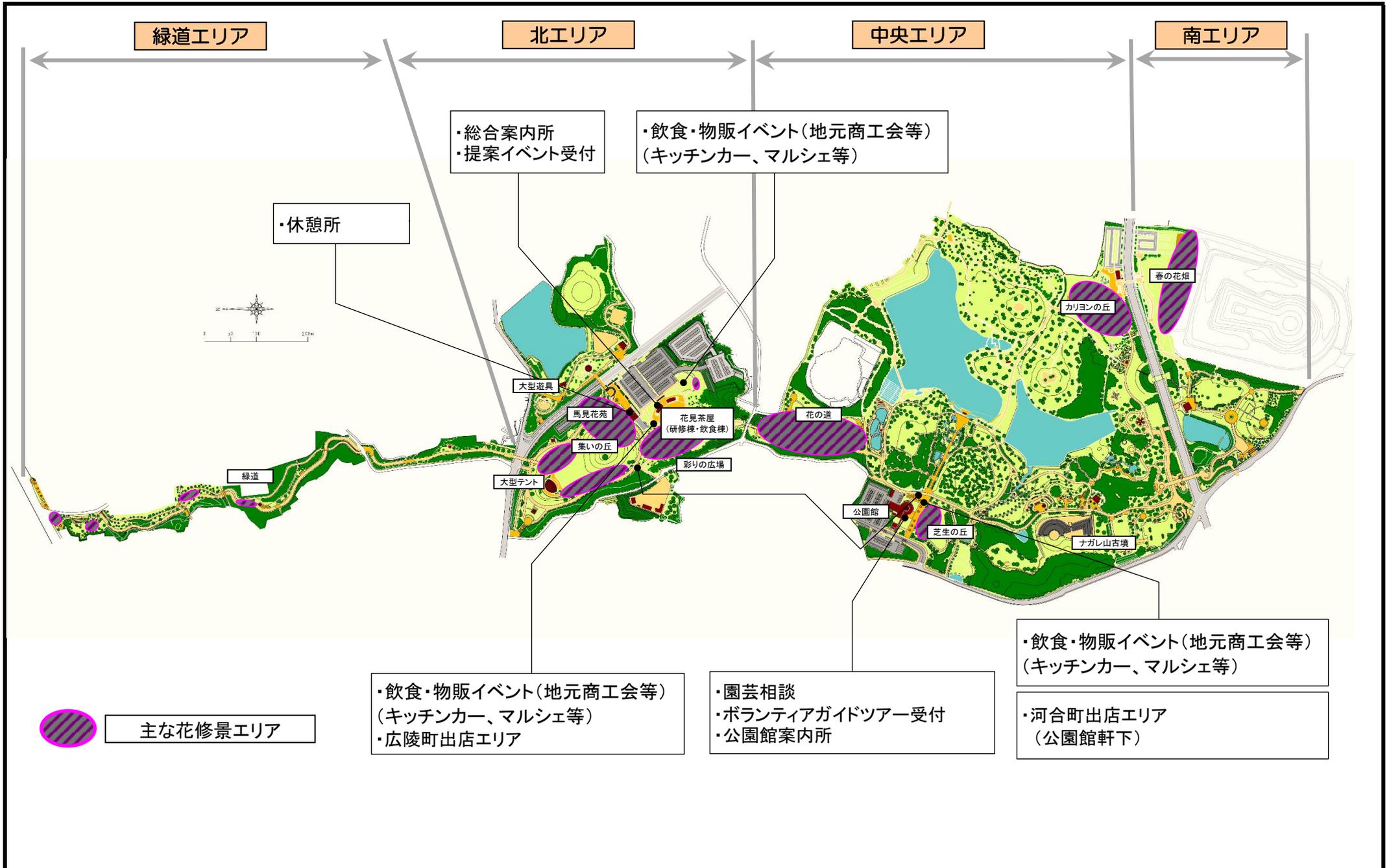
別紙5 イベント配置図(案)  
馬見フラワーフェスタ



別紙5 イベント配置図(案)  
馬見クリスマスウィーク



別紙5 イベント配置図(案)  
馬見チューリップフェア



緑道エリア

北エリア

中央エリア

南エリア

・休憩所

・総合案内所  
・提案イベント受付

・飲食・物販イベント(地元商工会等)  
(キッチンカー、マルシェ等)



大型遊具

馬見花苑

集いの丘

大型テント

花見茶屋  
(研修棟・飲食棟)

彩りの広場

花の道

公園館

芝生の丘

ナガレ山古墳

春の花畑

カリヨンの丘

緑道

・飲食・物販イベント(地元商工会等)  
(キッチンカー、マルシェ等)

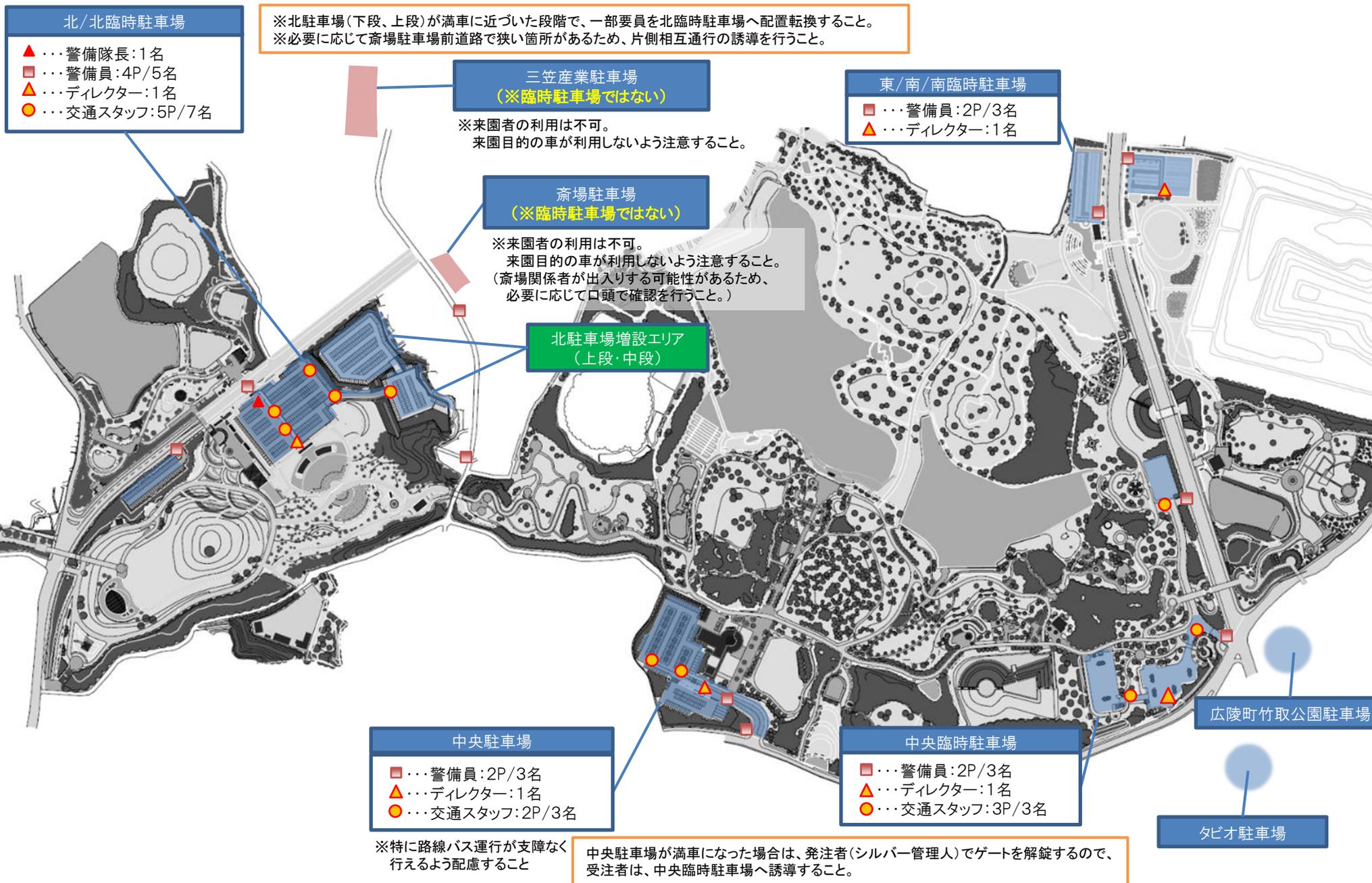
・河合町出店エリア  
(公園館軒下)

・飲食・物販イベント(地元商工会等)  
(キッチンカー、マルシェ等)  
・広陵町出店エリア

・園芸相談  
・ボランティアガイドツアー受付  
・公園館案内所



主な花修景エリア



北/北臨時駐車場

- ▲ …警備隊長:1名
- …警備員:4P/5名
- ▲ …ディレクター:1名
- …交通スタッフ:5P/7名

※北駐車場(下段、上段)が満車に近づいた段階で、一部要員を北臨時駐車場へ配置転換すること。  
 ※必要に応じて斎場駐車場前道路で狭い箇所があるため、片側相互通行の誘導を行うこと。

三笠産業駐車場  
 (※臨時駐車場ではない)

※来園者の利用は不可。  
 来園目的の車が利用しないよう注意すること。

東/南/南臨時駐車場

- …警備員:2P/3名
- ▲ …ディレクター:1名

斎場駐車場  
 (※臨時駐車場ではない)

※来園者の利用は不可。  
 来園目的の車が利用しないよう注意すること。  
 (斎場関係者が出入りする可能性があるため、必要に応じて口頭で確認を行うこと。)

北駐車場増設エリア  
 (上段・中段)

中央駐車場

- …警備員:2P/3名
- ▲ …ディレクター:1名
- …交通スタッフ:2P/3名

中央臨時駐車場

- …警備員:2P/3名
- ▲ …ディレクター:1名
- …交通スタッフ:3P/3名

広陵町竹取公園駐車場

タビオ駐車場

※特に路線バス運行が支障なく行えるよう配慮すること

中央駐車場が満車になった場合は、発注者(シルバー管理人)でゲートを解錠するので、受注者は、中央臨時駐車場へ誘導すること。

北/北臨時駐車場

- ▲ …警備隊長:1名
- …警備員:3P/3名

北駐車場(下段、上段)が満車に近づいた段階で、一部要員を北臨時駐車場へ配置転換すること。

三笠産業駐車場  
(※臨時駐車場ではない)

※来園者の利用は不可。  
来園目的の車が利用しないよう注意すること。

東/南/南臨時駐車場

斎場駐車場  
(※臨時駐車場ではない)

※来園者の利用は不可。  
来園目的の車が利用しないよう注意すること。  
(斎場関係者が出入りする可能性があるため、必要に応じて口頭で確認を行うこと。)

北駐車場  
増設エリア  
(上段・中段)

中央駐車場

- …警備員:3P/3名

※特に路線バス運行が支障なく行えるよう配慮すること

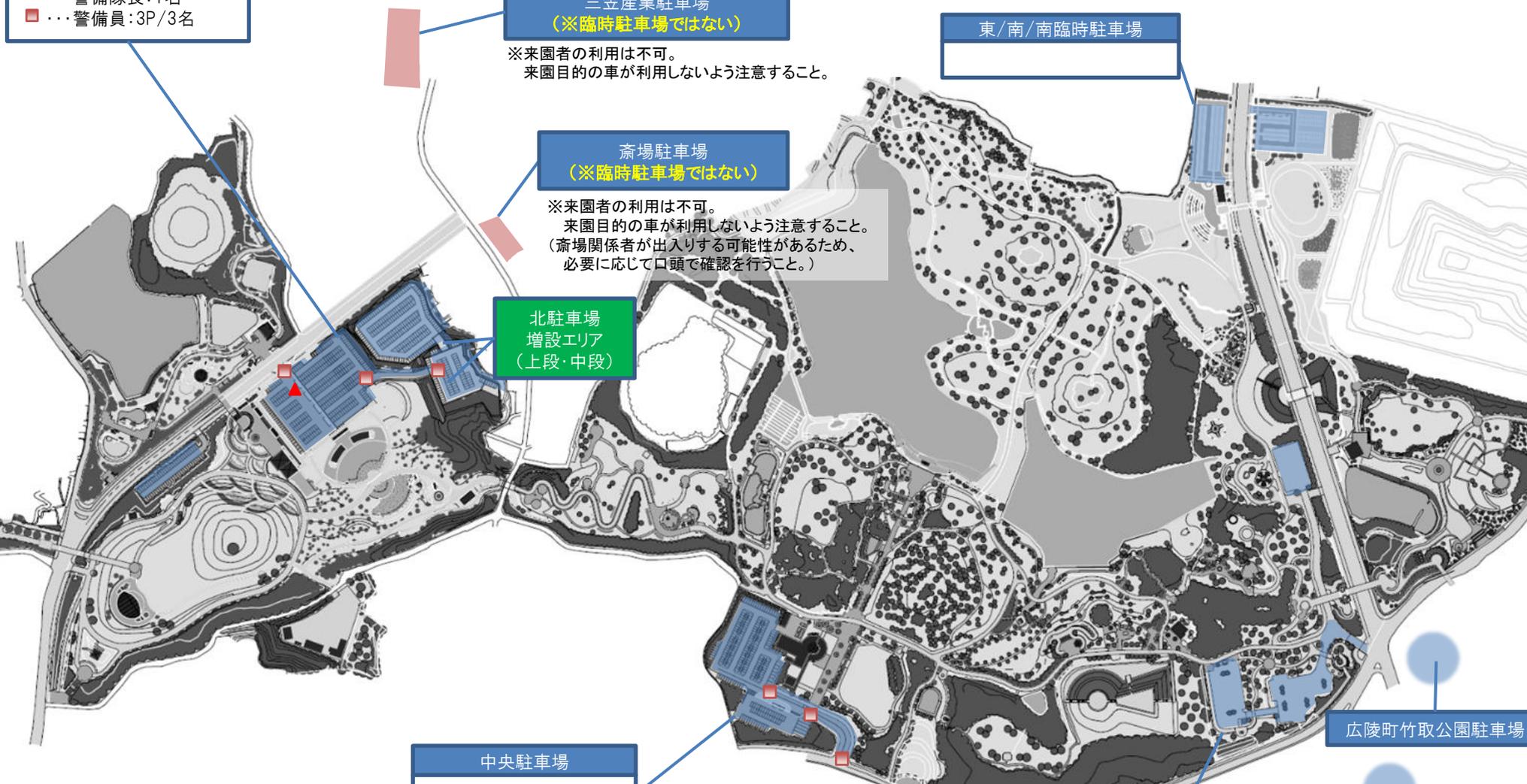
中央臨時駐車場

中央駐車場が満車になった場合は、発注者(シルバー管理人)でゲートを解錠するので、受注者は、中央臨時駐車場へ誘導すること。

広陵町竹取公園駐車場

タビオ駐車場

※来園者の利用は不可。



令和6年度 馬見クリスマスウィーク【会期中:12時30分~15時30分体制】

北/北臨時駐車場

- ▲・・・警備隊長:1名
- ・・・警備員:4P/5名

北駐車場(下段、上段)が満車に近づいた段階で、一部要員を北臨時駐車場へ配置転換すること。

三笠産業駐車場  
(※臨時駐車場ではない)

※来園者の利用は不可。  
来園目的の車が利用しないよう注意すること。

東/南/南臨時駐車場

斎場駐車場  
(※臨時駐車場ではない)

※来園者の利用は不可。  
来園目的の車が利用しないよう注意すること。  
(斎場関係者が出入りする可能性があるため、  
必要に応じて口頭で確認を行うこと。)

北駐車場  
増設エリア  
(上段・中段)

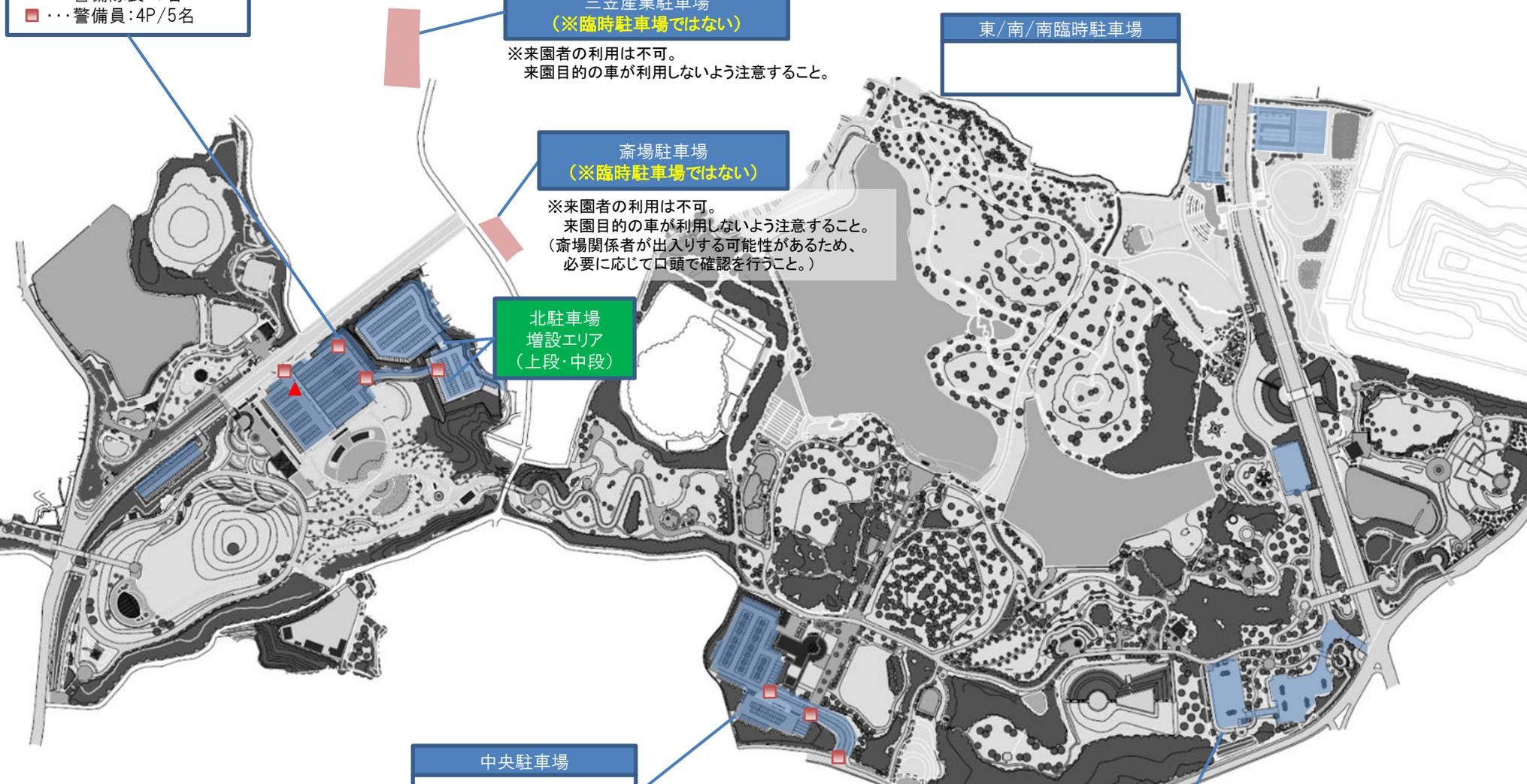
中央駐車場

- ・・・警備員:2P/3名

※特に路線バス運行が支障なく  
行えるよう配慮すること

中央臨時駐車場

中央駐車場が満車になった場合は、発注者(シルバー管理人)でゲートを解錠するので、  
受注者は、中央臨時駐車場へ誘導すること。



令和6年度 馬見クリスマスウィーク【会期中:15時30分~21時30分体制】

- 北/北臨時駐車場
- ▲ …警備隊長:1名
  - …警備員:4P/5名
  - ▲ …交通ディレクター:2名
  - …交通スタッフ:7P/9名

北駐車場(下段、上段)が満車に近づいた段階で、一部要員を北臨時駐車場へ配置転換すること。

三笠産業駐車場  
(※臨時駐車場ではない)

※来園者の利用は不可。  
来園目的の車が利用しないよう注意すること。

東/南/南臨時駐車場

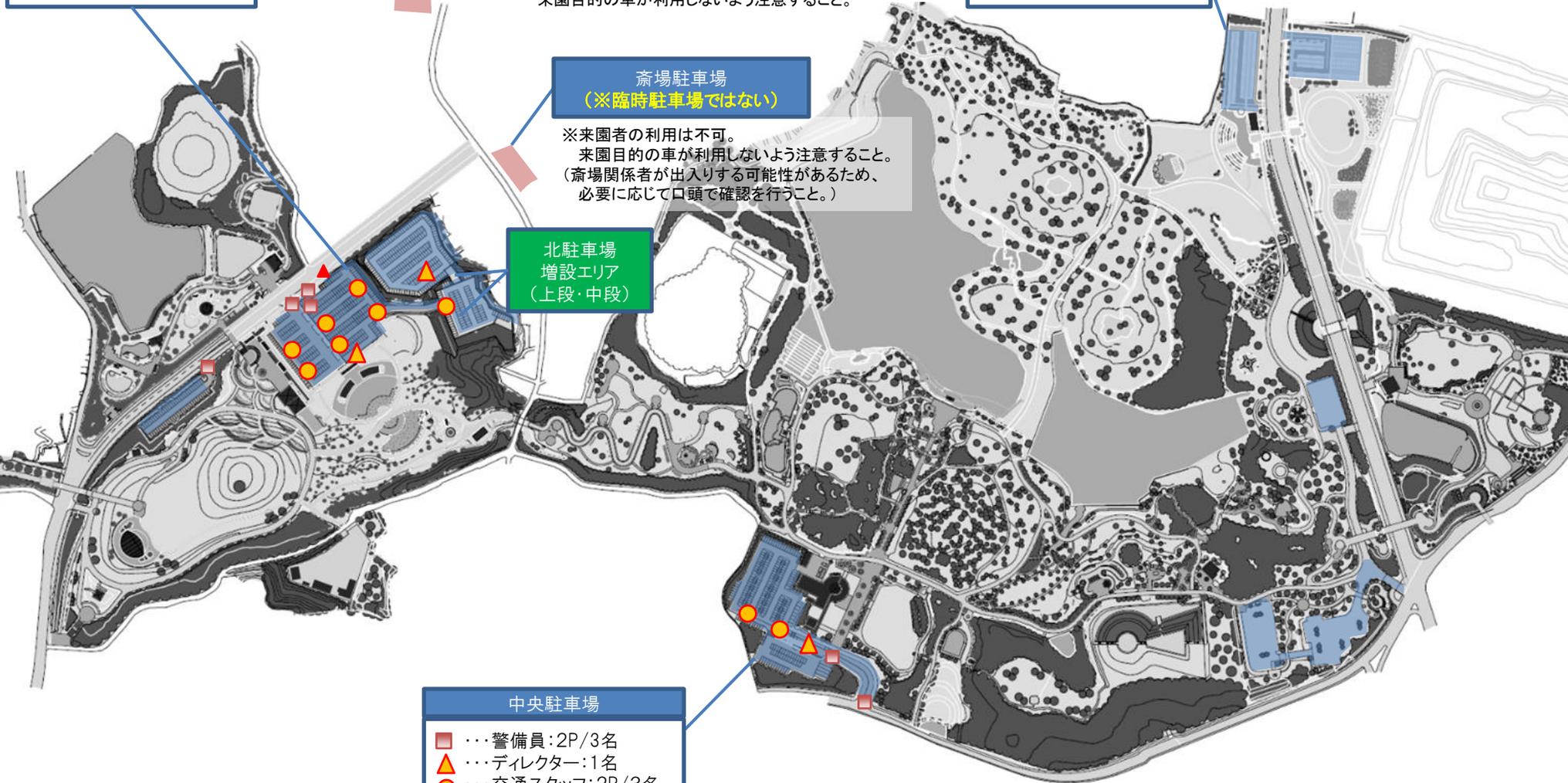
斎場駐車場  
(※臨時駐車場ではない)

※来園者の利用は不可。  
来園目的の車が利用しないよう注意すること。  
(斎場関係者が出入りする可能性があるため、  
必要に応じて口頭で確認を行うこと。)

北駐車場  
増設エリア  
(上段・中段)

- 中央駐車場
- …警備員:2P/3名
  - ▲ …ディレクター:1名
  - …交通スタッフ:2P/3名

※特に路線バス運行が支障なく  
行えるよう配慮すること



北/北臨時駐車場

- ▲ …警備隊長:1名
- …警備員:5P/6名
- ▲ …ディレクター:1名
- …交通スタッフ:5P/7名

※北駐車場(下段、上段)が満車に近づいた段階で、一部要員を北臨時駐車場へ配置転換すること。  
 ※必要に応じて斎場駐車場前道路で狭い箇所があるため、片側相互通行の誘導を行うこと。

三笠産業駐車場  
 (※臨時駐車場ではない)

※来園者の利用は不可。  
 来園目的の車が利用しないよう注意すること。

東/南/南臨時駐車場

- …警備員:2P/3名
- ▲ …ディレクター:1名

斎場駐車場  
 (※臨時駐車場ではない)

※来園者の利用は不可。  
 来園目的の車が利用しないよう注意すること。  
 (斎場関係者が出入りする可能性があるため、必要に応じて口頭で確認を行うこと。)

北駐車場増設エリア  
 (上段・中段)

中央駐車場

- …警備員:2P/3名
- ▲ …ディレクター:1名
- …交通スタッフ:2P/3名

中央臨時駐車場

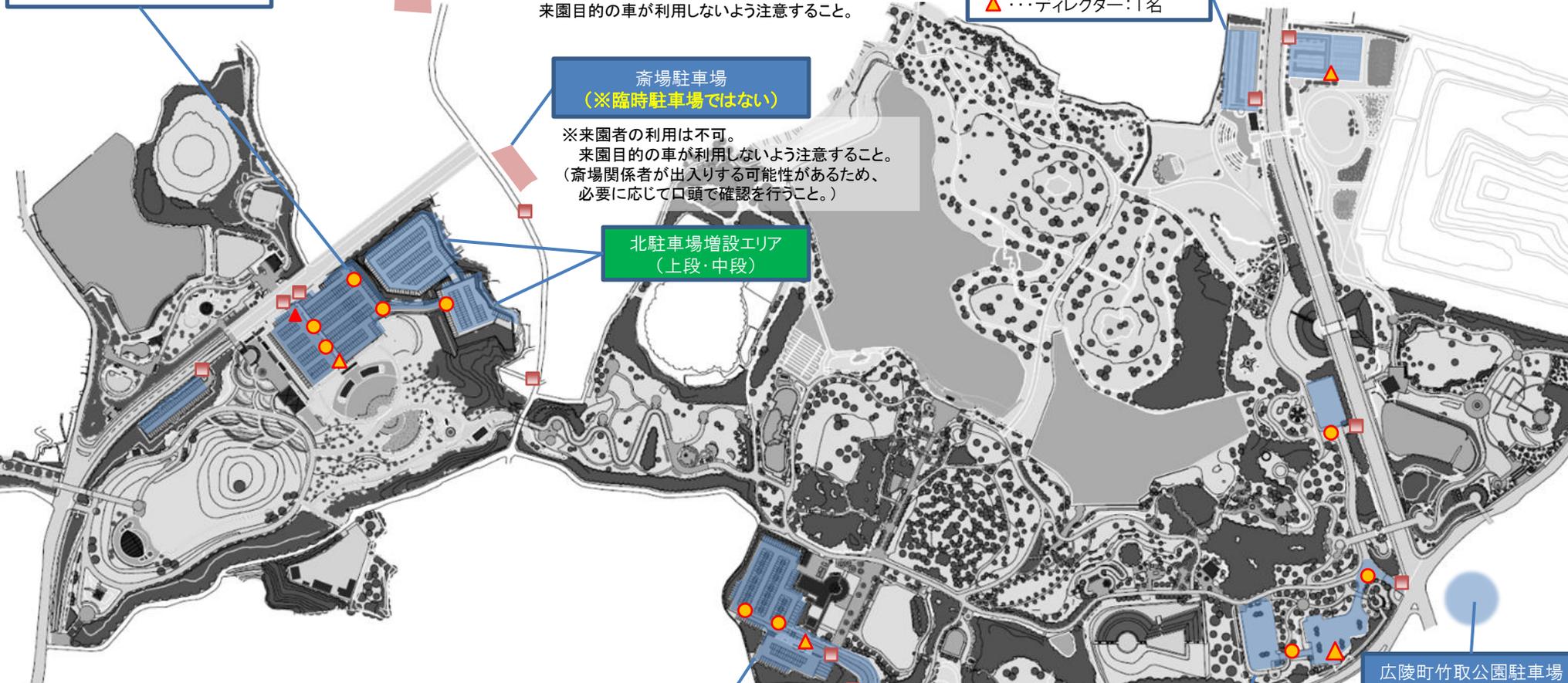
- …警備員:2P/3名
- ▲ …ディレクター:1名
- …交通スタッフ:3P/3名

広陵町竹取公園駐車場

夕比オ駐車場

※特に路線バス運行が支障なく行えるよう配慮すること

中央駐車場が満車になった場合は、発注者(シルバー管理人)でゲートを解錠するので、受注者は、中央臨時駐車場へ誘導すること。



北/北臨時駐車場

- ▲ …警備隊長:1名
- …警備員:3P/3名

北駐車場(下段、上段)が満車に近づいた段階で、一部要員を北臨時駐車場へ配置転換すること。

三笠産業駐車場  
(※臨時駐車場ではない)

※来園者の利用は不可。  
来園目的の車が利用しないよう注意すること。

斎場駐車場  
(※臨時駐車場ではない)

※来園者の利用は不可。  
来園目的の車が利用しないよう注意すること。  
(斎場関係者が出入りする可能性があるため、必要に応じて口頭で確認を行うこと。)

北駐車場  
増設エリア  
(上段・中段)

東/南/南臨時駐車場

中央駐車場

- …警備員:3P/4名

※特に路線バス運行が支障なく行えるよう配慮すること

中央臨時駐車場

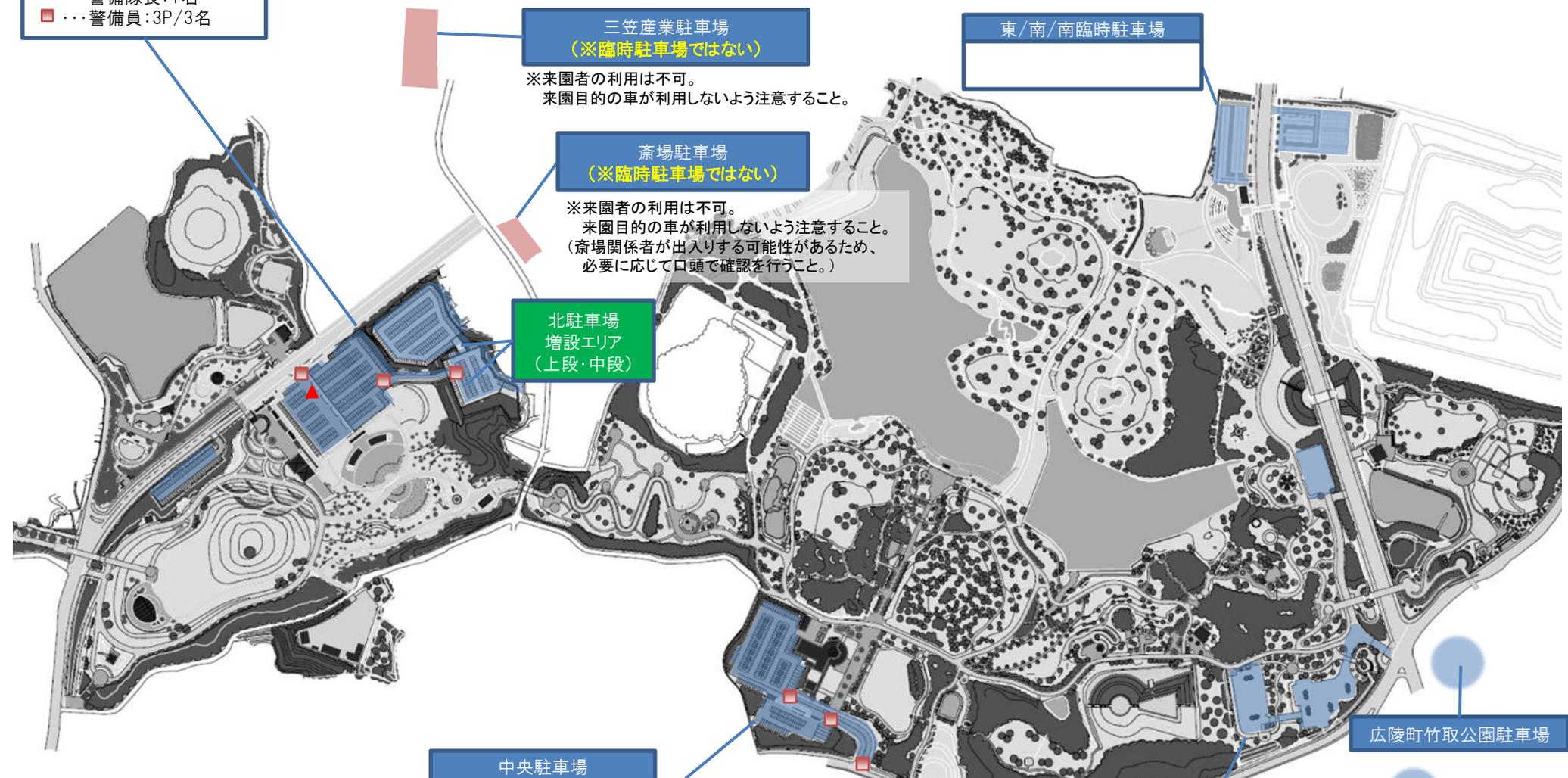
中央駐車場配置から随時状況確認

中央駐車場が満車になった場合は、発注者(シルバー管理人)でゲートを解錠するので、受注者は、中央臨時駐車場へ誘導すること。

広陵町竹取公園駐車場

夕べオ駐車場

※来園者の利用は不可。



## 北/北臨時駐車場

- ▲ …警備隊長:1名
- …警備員:4P/5名

北駐車場(下段、上段)が満車に近づいた段階で、一部要員を北臨時駐車場へ配置転換すること。

三笠産業駐車場  
(※臨時駐車場ではない)

※来園者の利用は不可。  
来園目的の車が利用しないよう注意すること。

## 東/南/南臨時駐車場

斎場駐車場  
(※臨時駐車場ではない)

※来園者の利用は不可。  
来園目的の車が利用しないよう注意すること。  
(斎場関係者が出入りする可能性があるため、  
必要に応じて口頭で確認を行うこと。)

北駐車場  
増設エリア  
(上段・中段)

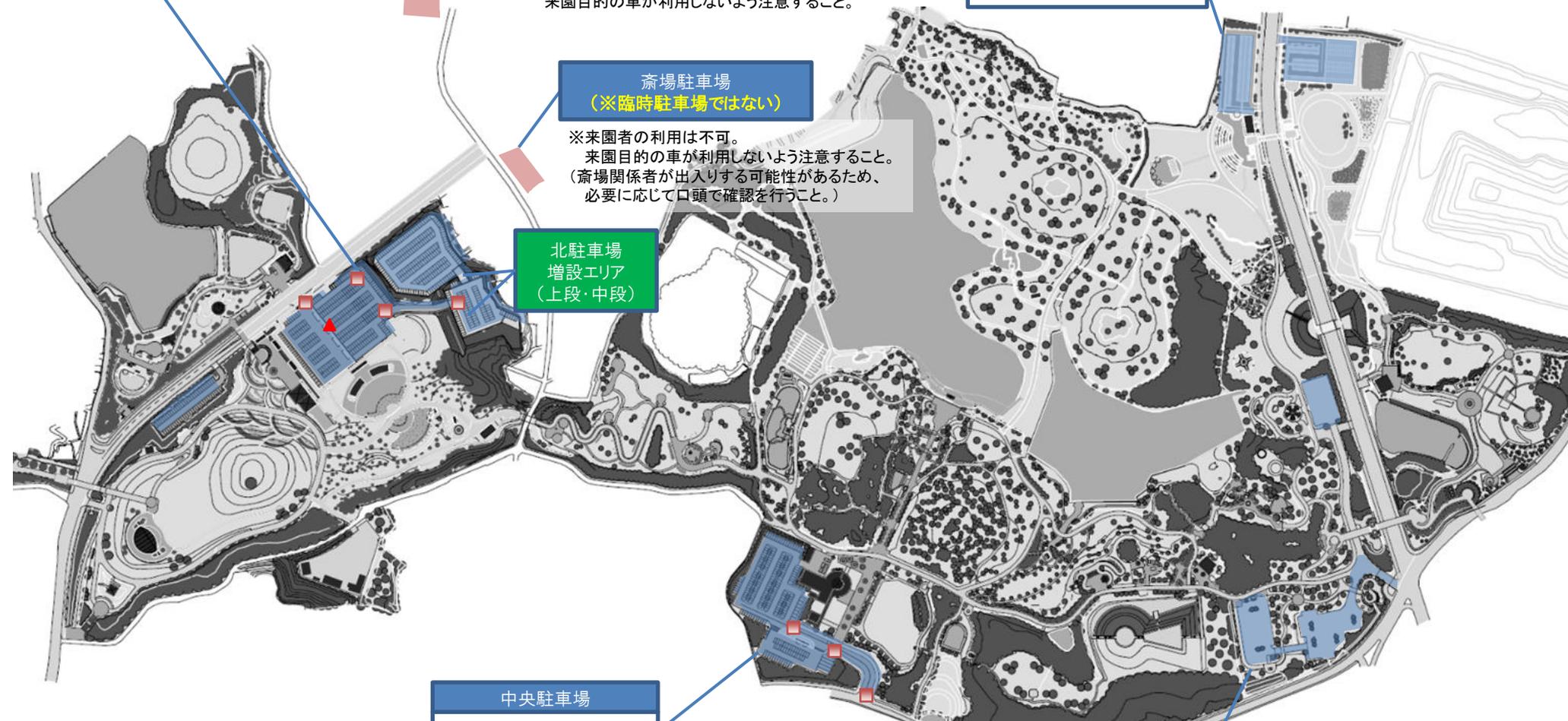
## 中央駐車場

- …警備員:3P/4名

※特に路線バス運行が支障なく  
行えるよう配慮すること

## 中央臨時駐車場

中央駐車場が満車になった場合は、発注者(シルバー管理人)でゲートを解錠するので、  
受注者は、中央臨時駐車場へ誘導すること。



別紙6 警備配置計画図  
(北駐車場一方通行)





(条例第 8 条関係 特定公契約特約条項)

## 特定公契約特約条項

(総則)

- 第 1 条 この特約条項は、この特約条項が添付される契約（以下「本契約」という。）と一体をなす。
- 2 奈良県及び本契約の受注者は、本契約が奈良県公契約条例（平成 26 年 7 月奈良県条例第 11 号。以下「条例」という。）第 2 条第 2 号に規定する特定公契約であることに鑑み、条例、奈良県公契約条例施行規則（平成 26 年 10 月奈良県規則第 33 号。以下「施行規則」という。）及び奈良県契約規則（昭和 39 年 5 月奈良県規則第 14 号）の規定を遵守し、この特約条項に従い、公契約の当事者としての社会的責任を自覚し、本契約を誠実に履行しなければならない。
- 3 この特約条項における用語の定義は、条例の定めるところによる。

(関係法令の遵守)

- 第 2 条 受注者は、条例第 6 条第 2 号の規定に基づき、本契約の履行について、次に掲げる事項その他の法令を遵守しなければならない。
- (1) 最低賃金法（昭和 34 年法律第 137 号）第 4 条第 1 項に規定する最低賃金の適用を受ける労働者に対し、同法第 3 条に規定する最低賃金額（同法第 7 条の規定の適用を受ける労働者については、同条の規定により減額して適用される額をいう。）以上の賃金（労働基準法（昭和 22 年法律第 49 号）第 11 条に規定する賃金をいう。以下同じ。）の支払を行うこと。
- (2) 健康保険法（大正 11 年法律第 70 号）第 48 条の規定による被保険者（同法第 3 条第 4 項に規定する任意継続被保険者を除く。）の資格の取得に係る届出を行うこと。
- (3) 厚生年金保険法（昭和 29 年法律第 115 号）第 27 条の規定による被保険者（同条に規定する 70 歳以上の使用される者を含む。）の資格の取得に係る届出を行うこと。
- (4) 雇用保険法（昭和 49 年法律第 116 号）第 4 条第 1 項に規定する被保険者について、同法第 7 条の規定による届出を行うこと。
- (5) 労働保険の保険料の徴収等に関する法律（昭和 44 年法律第 84 号）第 4 条の 2 第 1 項の規定による届出を行うこと。

(特定公契約履行責任者の選任)

- 第 3 条 受注者は、条例第 9 条及び施行規則第 7 条の規定に基づき、契約締結後速やかに、特定公契約履行責任者 1 人を選任し、特定公契約履行責任者選任届により奈良県に報告しなければならない。
- 2 受注者は、特定公契約履行責任者を変更したときは、速やかに、特定公契約履行責任者選任届により奈良県に報告しなければならない。
- 3 受注者は、この特約条項に関する事務を特定公契約履行責任者に行わせるものとする。

(特定労働者への明示)

- 第 4 条 受注者は、条例第 10 条及び施行規則第 8 条の規定に基づき、次の各号に掲げる事項を、特定労働者に明示しなければならない。
- (1) 本契約が条例に規定する特定公契約であること。
- (2) 受注者及び下請負者等は、本契約の履行について、第 2 条各号に掲げる事項の遵守を約していること。
- (3) 特定労働者は、受注者又は下請負者等が、本契約の履行について、第 2 条各号に掲げる事項を遵守していないと考えるときは、奈良県又は受注者若しくは当該下請負者等に申出をすることができること。
- 2 前項の規定による明示は、前項各号の事項を特定労働者が従事する作業場の見やすい場所に掲示する方法により行うものとする。ただし、当該事項を記載した書面を特定労働者に配布し、その受領を確認した書類を作業場に備え付けておく等の方法により行うこともできる。
- 3 奈良県は、第 1 項の規定による明示の状況を確認するものとする。

- 4 奈良県及び受注者は、第1項第3号による申出を受けたときは、誠実に対応しなければならない。
- 5 奈良県及び受注者は、本契約に係る業務に従事する労働者のうち、特定労働者以外のものから、受注者が本契約の履行について第2条各号に掲げる事項を遵守していないと考える旨の申出を受けたときも、前項と同様に誠実に対応しなければならない。
- 6 受注者は、労働者が第1項第3号又は前項の申出をしたことを理由として、解雇その他の不利益な取扱いをしてはならない。

(下請負者等への明示及び指導)

第5条 受注者は、本契約に係る業務の一部を他の者に請け負わせ、若しくは委託し、又は当該業務に他の者が雇用する労働者を従事させようとする場合は、条例第11条の規定に基づき、本契約が条例に規定する特定公契約であることを明らかにした上で、次の各号に掲げる事項の遵守を約した者を下請負者等としなければならない。

- (1) 下請負者等は、本契約の履行について、第2条各号に掲げる事項を遵守しなければならないこと。
  - (2) 下請負者等は、条例第12条の規定に基づき、本契約に係る賃金支払状況等について、事業者別賃金支払状況等報告書を作成し、受注者の指定する時期に、受注者に提出しなければならないこと。
  - (3) 下請負者等は、条例第13条から第15条の規定に基づき、受注者が下請負者等に対し、条例及びこの特約条項に定める義務について、必要な対応を求めたときは、応じなければならないこと。
  - (4) 下請負者等は、特定労働者から、下請負者等が本契約の履行について第2条各号に掲げる事項を遵守していないと考える旨の申出を受けたときは、誠実に対応しなければならないこと。
  - (5) 下請負者等が、本契約に係る業務の一部を他の者に請け負わせ、若しくは委託し、又は当該業務に他の者が雇用する労働者を従事させようとする場合は、本契約が条例に規定する特定公契約であることを明らかにした上で、前各号に掲げる事項の遵守を約した者を下請負者等としなければならないこと。
- 2 受注者は、下請負者等に前項の明示を行ったこと及び下請負者等が前項各号の事項を約した者であることを明らかにするため、下請負者等から、特定公契約誓約書又はその写しを徴しなければならない。
  - 3 受注者は、条例第11条第2項の規定に基づき、下請負者等が本契約の履行について第2条各号に掲げる事項を遵守していないと認めるときは、その遵守がなされるよう、指導その他必要な措置をとらなければならない。

(賃金支払状況等の報告)

第6条 受注者は、条例第12条及び施行規則第9条の規定に基づき、奈良県が指示する時期に事業者別賃金支払状況等報告書及び賃金支払状況等報告送付書を作成し、奈良県に提出しなければならない。

- 2 受注者は、下請負者等の賃金支払状況等について、当該下請負者等から事業者別賃金支払状況等報告書を提出させ、これを取りまとめて奈良県に提出しなければならない。
- 3 前項の場合において、受注者が下請負者等に対し事業者別賃金支払状況等報告書の提出を指示したにもかかわらず、下請負者等が受注者に提出しなかったときは、賃金支払状況等報告送付書により、その提出を指示した日時及び方法その他必要な事項を奈良県に報告しなければならない。

(説明等の要求)

第7条 受注者は、条例第13条及び施行規則第10条の規定に基づき、奈良県が説明等を求めたときは、奈良県が指定する期限までに、説明等に係る報告書により説明等を行わなければならない。

- 2 前項の規定により説明等を求められた内容が下請負者等に係るものである場合は、受注者は、当該下請負者等に対し説明等を求め、説明等に係る報告書により奈良県に説明等を行わなければならない。
- 3 前項の場合において、受注者が下請負者等に対し説明等を求めたにもかかわらず、下請負者等が受注者に説明等を行わなかったときは、受注者は、その説明等を指示した日時及び方法その他必要な事項を、説明等に係る報告書により奈良県に報告しなけ

ればならない。

(立入調査)

第8条 奈良県は、条例第14条第1項の規定に基づき、受注者及び下請負者等の事業所又は作業場に立入調査をしようとする場合は、施行規則第11条の規定に基づき、受注者及び当該下請負者に通知しなければならない。

2 受注者は、奈良県の職員が前項の立入調査をするときは、その職員の求める物件を提示し又はその質問に答える等必要な協力をしなければならない。

3 受注者は、奈良県の職員が下請負者等の事業所又は作業場に立入調査をするときは、立入調査に同行するとともに、当該下請負者等に対して必要な指示をし、立入調査に協力させなければならない。

4 奈良県は、条例第14条第1項に規定する場合には、同条の規定により行う立入調査のほか、県外に所在する受注者及び下請負者等の事業所又は作業場に立入調査をすることができる。この場合の立入調査の手続は、条例第14条、施行規則第11条及び前3項の例による。

(措置報告)

第9条 奈良県は、条例第15条第1項及び施行規則第12条第1項の規定に基づき、本契約の履行について、第2条各号に掲げる事項を遵守していないと認めるときは、受注者にその内容を通知するものとする。

2 受注者は、奈良県から前項による通知を受けたときは、条例第15条第2項の規定に基づき、速やかに必要な措置を講じ、奈良県が指定する期限までに、講じた措置及びその結果を措置報告書により奈良県に報告しなければならない。

3 受注者は、第1項の規定により通知を受けた内容が下請負者等に係るものであるときは、条例第15条第3項の規定に基づき、当該下請負者等に対し必要な措置を講じるよう求め、講じた措置及びその結果を報告させ、その報告された結果を措置報告書により奈良県に報告しなければならない。

4 前項の場合において、受注者が下請負者等に対し報告を求めたにもかかわらず、下請負者等が受注者に報告を行わなかったときは、受注者はその報告を求めた日時及び方法その他必要な事項を、措置報告書により奈良県に報告しなければならない。

5 受注者は、第2項による必要な措置を講じる場合は、当該労働者に対し、解雇その他の不利益な取扱いをしてはならない。

(文書の保存)

第10条 受注者は、条例及びこの特約条項に基づき作成し又は取得した文書を、本契約の履行完了後2年間保存しなければならない。

(個人情報の取扱い)

第11条 受注者は、条例及びこの特約条項に基づき取得した個人情報を適切に管理しなければならない。

(提出書類の様式)

第12条 この特約条項に基づく提出書類の様式は、奈良県が別に指示するところによる。

(その他)

第13条 条例、施行規則、奈良県契約規則、本契約及びこの特約条項に定めのない事項は、必要に応じて奈良県と受注者が協議して定める。